

# 事務所だより H23年1月号

今年も宜しくお願い致します。

## 安藤社会保険労務士事務所

### ごあいさつ

あけましておめでとうございます。年の瀬はいかがお過ごしでしたか？私はいつもどおりの慌ただしさでしたが、そんな中とところどころ見るクリスマスの豪華なイルミネーションの飾り付けに心持ちほっとさせられました。そして気のせいかな景気の良さも感じられました。この新しい1年間は、気のせいではなく本当に少しずつでも景気が良くなるよう願ってやみません。それでは、今年もどうぞよろしくお願い致します。

安藤



### <今月のピックアップ>

#### インターンシップを導入する際の留意点！

近年、大学生などの「インターンシップ」を受け入れる企業が増加しています。企業にとっては、様々なメリットもありますが、法的に留意しておきたい点もあります。

(メリット)

#### 職場の活性化と社員育成教育への活用

社員がインターンシップ生を指導していく中で、社内全体の雰囲気も活性化することが期待できる。また、普段と異なった視点で自らの仕事を見直す機会が生まれる。

#### 先行した社員の選定

学生の能力を試し、その中から優秀な学生を採用する絶好の機会を得ることができる。

#### ミスマッチの防止

インターンシップを経験することで、就職

後の企業と学生とのミスマッチを回避する効果が期待できる。

#### 企業のイメージアップ

インターンシップを受け入れたことで、若者の育成に協力的な企業として社会的イメージの向上が見込まれる。

#### 産学連携

インターンシップを通じ、大学や高校などとの連携を図る機会が生まれます。

では、インターンシップを導入するに当たってどのような点に留意する必要があるのでしょうか？

#### インターンシップ生の法的地位は？

まずは、インターンシップ生が労働者にあたるかどうか重要なポイントになります。労働者に該当する場合は、労働基準法、最低賃金法などの労働法規の適用を受けることになります。労働者にあたるかどうかは、

仕事の依頼への諾否の自由の有無

業務遂行上の指揮監督

勤務時間・勤務場所の拘束性の有無

他人による代替性の有無

報酬が時間単位で計算されるなどの報酬の

労務対償性

などにより判断されます。

#### 企業のリスク管理について

リスク管理としては、インターンシップ中に業務上の事故が発生した場合の扱いを検討しておく必要があります。インターンシップ生が労働者でなければ、労災保険の適用はありませんので、これに対応した民間の傷害保険、賠償責任保険など事前に学生自らが加入することを条件としておくことが必要でしょう。また、過失により会社の機器・備品などを損傷するケースも想定されますのでこれに対応した保険が望ましいといえます。

実際に就労経験をさせることをメインとしたインターンシップであれば、最低賃金以上の賃金を支払い積極的に労働契約を締結することにより、事故にあった場合、労働者として労災保険で対応することが可能になります。その他、企業秘密や個人情報の漏えい等を防ぐ目的から誓約書を提出させる必要もあるでしょう。

インターンシップのタイプにもよりますので導入する予定がある場合は、事前にお問い合わせください。

### 事務所スタッフより(労務とは関係のないコーナーです)

12月より復帰いたしました関根です。久しぶりの社会復帰で、PCの進歩や自分自身の頭の硬さなどに戸惑っております。少しずつなんとかしていきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも宜しくお願い致します。

さて復帰にあたって久しぶりに外にきていけるような服を購入しなければと思ったのですが、若いミュージシャンの名前がわからないのと同様に、お洋服屋さんの名前もよくわからない状態になっているので、どこに行ったらいいか困りました。子どもといると買い物はいつも近所の安いお店になっていたものですから。20代~30代向けのブランドも、自分の実年齢及び見ため年齢との差がありすぎて困るし、と思っていたところ、最近の40~50代でも若向けのブランドをきこなしている方が多いという記事を見て、よし、私だって!と思い記事に載っていたところに行ってみました。その記事によると、20年前と比べて今の40、50代の方はBMIの数値がたいぶ低いそうです。みなさんスタイルがいいのですね。というわけで、問題は年齢ではなく、私自身のスタイルを顧みなければならぬようで、子どもを生んでから体重や体型など気にする暇もなかった私は、まずは体型を何とかしてから購入することにしま

した。しばらくは子どもと公園で遊ぶような格好のなかでもそれなりにおしゃれができるよう頑張ることにします。

関根

### \*\*\*法改正情報\*\*\*

#### <中退共制度の法改正内容について>

平成23年1月から、事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所であっても、使用従属関係が認められる同居の親族については、中退共制度に加入できることとなりました。(小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。)

#### <連絡先>

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-13-3

第2ヒロタビル4階

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

